

令和4年4月1日
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

令和4年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画

第1 検査基本方針

1. 基本的考え方

経済産業省は、割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「割販法」という。）に基づき、信用購入あっせんに係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的として、信用購入あっせん業者等に対する監督を適正に実施することが求められている。

このため、経済産業省における信用購入あっせん業者等に対する立入検査（以下「検査」という。）においては、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（平成24年10月制定、令和3年4月最終改正。以下「監督基本方針」という。）に基づき、信用購入あっせん業者等の業務の運営、法令等遵守体制の状況等を適確に把握するとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づき、取引時確認等の実施状況を適確に把握することとしている。

今年度については、クレジットカード番号等の漏えい事案の発生状況を踏まえ、クレジットカード番号等取扱業者（加盟店を除く。）に対する立入検査を実施することとする。また、成年年齢を18歳に引き下げるなど的内容とした改正民法の施行（令和4年4月1日）への対応として、経済産業省では、日本クレジット協会を通じ、加盟企業に対して、「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等について（協力依頼）」（同年3月18日付。別添参照）に記載の措置の実施を要請している。これらを踏まえ、包括信用購入あっせん業者（登録少額包括信用購入あっせん業者、認定包括信用購入あっせん業者を含む。以下同じ。）、個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、若年者に対する過剰与信防止義務や加盟店調査措置義務等の遵守状況を確認する。さらに、登録包括信用購入あっせん業者（登録少額包括信用購入あっせん業者、認定包括信用購入あっせん業者を含む。）に対して、令和3年11月に改正された「クレジットカード業におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定められるマネロン・テロ資金供与対策に係る体制整備の状況を確認することとする。

経済産業省は、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な検査を実施する観点から、事業規模や業務実態等に応じた検査対象先の選定、重

点検証分野の設定等によるメリハリのある検査に努め、各検査職員においても、自らの使命を果たすよう、これまで以上に常日頃から切磋琢磨し、創意工夫をもって真摯に職務に取り組むこととする。

以上を踏まえ、令和4年度における検査については、以下のような検査の目的及び検査において留意すべき点を念頭に置きつつ、検査を実施することとする。

なお、本検査基本方針及び検査基本計画において、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者（包括信用購入あっせん業者及び加盟店を除く。以下同じ。）及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者を「信用購入あっせん業者等」という。

【検査の目的】

検査は、割販法及び犯収法の目的を達成するため、信用購入あっせん業者等における業務の運営、法令等遵守体制の状況等について検証することを目的とする。

【検査において留意すべき点】

- ① 検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、検査側と被検査側との対話を重視するよう努める。
- ② 検査においては、検査対象先の規模、業務の状況等を十分考慮し、機械的かつ画一的な運用にならないよう努める。
- ③ 法令等違反行為の検証を行うとともに、幅広い知見に立って重大な問題を捉えるよう努める。
- ④ 内部管理体制の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努める。
- ⑤ 監督部署等と十分な連携を図るよう努める。
- ⑥ 機動的な対応ができるよう常に信用購入あっせんの取引等の動向に幅広い関心を持つよう努める。

2. 検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組

① 検査対象先の選定

検査対象先の選定に当たっては、監督基本方針III－3－2－2（1）及び（2）を踏まえつつ、機械的な選定にならないよう、信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

② 検査の種類

イ 定期検査

検査対象先に係る業務の運営、法令等遵守体制の状況等の実態を総合的かつ定

期的に検証する。また、具体的な問題が発生している場合は、必要に応じて特定の分野及び事項を重点的に検証することとする。

ロ 機動検査

消費者被害事例、クレジットカード等の情報の漏えい問題等の状況に応じて法令等遵守体制の適切性及び検査対象先の実態を機動的に検証する。

③ 検査の方式

検査は、検査対象先の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行う。

④ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、帳簿、書類及びその他業務に関係する物件を適宜抽出、収集又は閲覧するものとする。

⑤ 検査通告

イ 定期検査

原則として検査開始前に検査対象先に通告を行う。

ロ 機動検査

原則として無通告で検査を実施する。

⑥ 講評の実施

検査終了後、検査対象先の役員に対し、立入検査事実確認書に記載した指摘事項等について、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑦ 立入検査結果通知書の交付

検査対象先の代表者に対し、正式な検査の結果について、立入検査結果通知書を交付する。

⑧ 意見申出制度

意見申出制度は、検査において検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の代表者が経済産業省に意見を提出できるものとする。

⑨ 検査モニター制度

検査モニター制度は、適切な検査の実施を確保する観点から、必要に応じ、検査対象先の代表者等から検査に関する意見等を聴取するオンライン検査モニター及び検査対象先の代表者に検査に関する意見等を記入した書面の提出を求めるオフサイト検査モニターの2つの方法により実施する。

(2) 重点検証分野

① 過剰与信防止（包括信用購入あっせん事業者及び個別信用購入あっせん事業者）
過剰な信用供与を防止し、適正な与信業務を運営する観点から、割販法に定める

支払可能見込額の算定を適正に実施するための体制の整備及び適正与信の実効性の確保について、重点的に検証する。

また、認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者においては、包括支払可能見込額に代わる与信審査としての利用者支払可能見込額の算定に係る体制整備、実施状況等について、重点的に検証する。

② 特定取引に係るクレジット契約時調査（個別信用購入あっせん事業者）

特定取引（割販法第35条の3の5第1項各号のいずれかに該当する契約に係る取引をいう。）を行う販売業者等による不適切な勧誘行為等を未然に防止する観点から、購入者等との個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、購入者等に対し当該販売業者等の勧誘行為に関する必要な調査を行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

③ 苦情処理（包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者）

昨今、加盟店の取扱商品や販売形態の多様化に伴い、購入者等からの信用購入あっせん関係受領契約に係る苦情の適確な処理が一層重要となっている。このような状況も踏まえ、購入者等からの苦情の判別及び調査、購入者等への適切な情報提供等の必要な措置を講ずるための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。特に、個別信用購入あっせん業者については、特定取引加盟店の勧誘行為等に係る苦情の調査及び当該加盟店に対する指導等の措置を適確に行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。また、認定割賦販売協会における加盟店情報交換制度への報告を適切に実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

④ 情報の管理（包括信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者、個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

購入者等に関する情報の漏えいの防止や従業者による目的外利用の防止を図る観点から、購入者等に関する情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じているかについて、重点的に検証する。

⑤ 委託先の管理（包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

信用購入あっせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行を確保する観点から、委託先の選定基準の制定、業務実施状況のモニタリング、改善指導、委託契約の変更又は解除条項の設置等の委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

⑥ クレジットカード番号等の適切な管理等（包括信用購入あっせん業者、クレジットカード番号取扱業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

クレジットカード番号等の漏えい等を防止し、クレジット取引の安全性の確保及び消費者利益の保護を図る観点から、自社が取り扱うクレジットカード番号等の適

切な管理及びクレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対する必要な指導、監督を実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。また、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生した場合の関係機関への連携、購入者等への通知、不正利用防止策等を実施するための体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。なお、クレジットカード番号等の適切な管理等に関する措置については、「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じているかについて、重点的に検証する。

⑦ 加盟店調査及び措置（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

EC取引の拡大等を背景としてクレジットカード等購入あっせんに係る購入者等からの苦情も多様化し、件数も増加傾向にある。

このような状況から加盟店契約の締結に先立って実施する加盟店調査及び加盟店契約の締結の基準（勧誘行為、セキュリティ対策の実施状況等）の策定等の体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

また、購入者等からの加盟店に対する苦情の受付、苦情調査の必要性を判断する基準の策定、苦情調査に必要な手続きの策定等の体制の整備、実効性の確保について重点的に検討する。

さらに、加盟店調査及び加盟店契約業務の委託に係る体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

⑧ 成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況の確認（包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

令和4年4月1日、成年年齢を18歳に引き下げるなどとする改正民法が施行された。新たに成年に達した18歳、19歳の若年者においては、取引の経験や知識を必ずしも十分に有していないことが想定されるところ、消費者被害防止の観点から、過剰与信防止義務や加盟店調査措置義務等の遵守状況を重点的に確認する。

特に、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者の若年者に対する過剰与信防止義務等の遵守をはじめとした与信審査・与信管理、若年者への苦情対応の状況、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び個別信用購入あっせん業者による加盟店調査、若年者への不当勧誘や販売行為を防止するための加盟店指導等の措置の実施状況等について、重点的に検証する。

⑨ 反社会的勢力による被害の防止（包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

反社会的勢力による被害の防止を図り、信用購入あっせんに係る業務の適切性及び健全性を確保する観点から、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の整備及び

実効性の確保について、重点的に検証する。特に、反社会的勢力に関する情報を活用した審査状況や、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入について、重点的に検証する。

⑩ 犯収法等に係る事項（包括信用購入あっせん業者）

犯収法に規定する取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された内部管理体制が整備されているかについて、重点的に検証する。

⑪ 基本的体制整備（包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）

法令等遵守を監督する部署及び責任者の設置、定期的なモニタリングの実施、改善策の策定等の体制の整備及び実効性の確保について重点的に検証する。さらに、重大事案が発生した場合等の経営陣への報告、社内での対応手順等の体制の整備及び実効性の確保について、重点的に検証する。

第2 検査基本計画

1. 基本的考え方

検査基本計画については、信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を勘案して策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断することとする。

なお、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

2. 検査基本計画

| | |
|----------------------|---|
| 登録包括信用購入あっせん業者 | 30社程度実施 認定包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者については認定、登録の状況に応じて実施 |
| 登録個別信用購入あっせん業者 | 20社程度実施 |
| クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 | 40社程度実施 |
| 認定割賦販売協会等 | 必要に応じて実施 |

(注) 上記検査基本計画は、事情変更等により、年度途中であっても見直し、変更することがある。